



十一月十一日

明治三十九年十二月四日

樺太民政署民政長官熊谷喜一
陸軍省經理局長外松孫太郎



樺太島漁業假規則ハ一年限りノ漁業特
許制度ナルヲ以テ之カ讓渡又ハ貸付ヲ認ム
ルノ必要ナク加フルニ樺太島ノ漁業特許ハ目
下露國漁業者ノ向題アリ今之カ讓渡又ハ貸
付ヲ公認スルキ場合ニアラスト認ム尤モ将来樺
太島ノ漁業制度ヲ定ムルニ當リテハ本誌願

樺太漁
通當業
カヲサレモ
見通リハ
ラス依テ
ノ際ニ甘
コトリ得
領置シ

谷喜一
太郎



ハリノ漁業持
ハ貸付ヲ認ム
業持許ハ目
カ讓渡又貸
尤モ将来擇
テハ本請願

樺太漁業仮規則第七条本請願ノ
適當業者ト於テハ漁業経営上不便少
カヲサレモト認マレシモ樺太民政長官意
見通り目下同仮規則ヲ改訂スル時期ニア
ラス依テ他日同島漁場貸下制度改定
ノ際ニ其條件ノ下ニ其讓渡又ハ貸渡ス
コトヲ得ルコトニ協議スルコトニ當分於テ
領事ニ可然存候

主計課

9080

趣旨ハ参考トスルニ足ルト信スルヲ以テ其ノ際
 診議ノ上之ヲ決定セラレ度シ
 右及回答候也

8080



陸軍省

陸軍省 領第一〇二〇三號

十月廿日

主簿に於て油盃之事

十月廿日 記名者提出

明治三十八年陸軍省告示第十五號
樺太澳業假規則中七條削除ニ関スル 請願書

十月十日



一〇二〇三

請願書

北海道函館區樺太水産組合組長

請願人 内山吉太

全道全 區樺太漁業組合組長

全 山本己之助

請願ノ要旨

明治三十八年貴省告示第十五號樺太漁業假
規則第七條全文削除相成度組合員一同ヲ代
表シ謹ンテ請願仕候也

請願ノ理由

抑モ我組合ハ樺太ノ漁業ニ従事シテヨリ茲
ニ三十有余年國法ニ遵ヒ其利權ヲ重ンシ怒

(魁文舎製)

濤風雪ニ鬪ヒ又露國官憲ノ苛酷ヲ忍ヒ慘憺
 ノ血肉ト粒々ノ資力ヲ投シ以テ多少ノ成績
 ヲ致シ施テ今日同島南半ノ経営ニ貢獻スル
 處アリシハ閣下賢明ノ察々タルモノアルベ
 キヲ信ス而シテ今ヤ南樺太我カ帝領タルニ
 及ヒ卒先同島ノ開發ニ當ラントスルモノハ
 我組合ニシテ亦最モ其經驗ヲ重子タルモノ
 ナリ凡ソ未開荒蕪ノ地ノ開發ハ先ツ漁業ヲ
 以テ其沿岸ヨリシ漸次内地ニ及ホスヘキハ
 拓殖ノ順序ニシテ同島ノ開拓亦然リ乃チ同
 島開發ノ第一程ハ先ツ漁業政策ニ於テ充介
 慎重ヲ旨トシ一点ノ遺憾ナキヲ主要ト信ス

案スルニ明治三十八年貴省告示第十五號樺
 太澳業假規則ハ同島割有勾々ノ際ニ發布セ
 ラレタルモノニシテ我々當業者ノ實際ニ適
 合セサルモノ多ク同島ノ將來ハ其統治其開
 發ノ爲メニ特別ノ制度ヲ布カルベキハ信シ
 テ疑ハサル所ナリ而シテ我組合ハ遠ク日露
 交戦ノ以前ニ溯リテ其澳業ニ従事セルモノ
 今帝國ノ版圖ニ歸シテ却テ實際ノ利便ヲ受
 クル能ハサルニ至リテハ當ニ我々澳業者ノ
 ミナラス併セテ國利ノ増進ニ大障害タラス
 ンバアラス殊ニ假規則第七條ノ如キニ至リ
 テハ我々當業者ノ利便ヲ缺クコト寔ニ大ナ

(魁文舎製)

リ抑モ第七條ノ所謂漁業ノ許可ハ他人ニ讓
 渡又ハ貸渡スコトヲ得ストアリテ一見漁業
 ノ正確ヲ保維スルノ趣旨ヲ得タルカ如シト
 虽凡之レ深ク今日ノ漁業組織ノ實際ニ適セ
 サルモノニシテ元來水産漁獲ノ事タル素ヨ
 リ一ノ冒險事業タルカ故ニ必スヤ其漁獲ノ
 目的ヲ正確ニ保持スル能ハス故ニ斯業經濟
 ノ方面ニ於テ資金ノ需給ハ其態様千種萬別
 ニシテ漁業許可ノ實權ノ得喪若クハ轉回ハ
 隨時ニ変更シテ姑クモ息マズ斯ノ如キハ民
 法上商法上從來當然ニ行ハレタルモノ實ニ
 漁業組織上重要ナル方法ナリト確信ス而シ

テ亦此ノ習慣ハ依然トシテ行ハレ漁業經濟
 ニ善良ナル進歩ヲ與ヘツ、アルナリ然ルニ
 獨リ貴省告示第十五號ハ漁業假規則トシテ
 存在シ當業者ノ自由活動ヲ妨クルコト大ナ
 ルノミナラス保セテ樺太漁業ノ盛衰ニ關ス
 ルニ至ル漁業者ハ此ノ假規則ノ下ニ在リテ
 漁業ニ従事スルコト一箇年果シテ亦ク今日
 ノ儘ニ繼續セラレシカ同島ノ利源タル漁業
 ノ發展ヲ期セントセハ先ツ以テ此ノ第七條
 ノ改廢ヨリ急ナルモノハ非ス同島漁業經濟
 ノ道ハ斯ノ如ク而シテ曾テ同島ニ駐在シタ
 ル帝國領事及外務農商務兩省ニ於テモ既ニ

(魁文舎製)

此ノ習慣ヲ承認シ且ツ其必要ヲ認メラル仰
 フキ願クハ閣下能ク樺太漁業假規則ト民法
 商法上ノ規定ニ鑑ミ及一般漁業上ノ取引習
 慣ニ考慮セシレ同島漁業前途ノ為メ現行同
 規則中第七條全文削除相成候様御詮議相成
 度此段謹ニテ懇願仕候 敬具

明治三十九年十一月 日

北海道函館區樺太水産組合組長

函館區天神町五十番地

内山 吉太

北海道函館區樺太漁業組合組長

函館區大町二十番地

陸軍大臣寺内正毅殿

山本己之助



(魁文舎製)

9180



五月十日

樺太漁業假規則第七條改廢ニ関スル請願書

樺太捕鯨第四天

五月六日

五月六日

樺太漁業假規則第七條改廢ニ關ス

ル請願書

樺太漁業假規則ハ明治三十八年陸軍省告示第
 十五號ヲ以テ發布セラレシモノニシテ同假規
 則第一條ニハ「樺太島占領中同島ニ於ケル鮭鱒
 及鯿ノ漁業ハ本規則ニ依リ漁業ノ許可ヲ受ケ
 タル者ニ於テ之ヲ營ムコトヲ得」トアリ此明文
 ニ依リ同假規則カ永久ノ規則ニアラスコト樺
 太島占領中ニ於ケル應急ノ取締法ヲ規定セシ
 モノタルヤ明瞭ナリトス然ルニ同假規則第七
 條ニ於テ「漁業ノ許可ハ他人ニ讓渡又ハ貸渡ス
 ルコトヲ得」トアリ之カ爲メ漁業權ハ規則ノ

一覽

表面ニ於テ讓渡又ハ貸渡ヲ絶對ニ禁止セラレ
 タルモノナルモ其實ハ從來ノ慣行ニ依リ讓渡
 又ハ貸渡ヲ契約セルコト比々皆然ラサルハ莫
 シ元來此假規則ハ樺太島占領ノ當時恰モ澳業
 季節ニ際會セシヲ以テ應急處分トシテ取敢ハ
 ス露領時代ノ澳業規則ヲ大体ニ於テ襲踏シ特
 ニ占領中ニ於ケル處分タルコトヲ第一條ニ明
 記シテ發布セラレシモノナルモ所謂第七條
 ニハ露領時代ニ於テ國財省ノ許可ヲ受ケタル
 者ハ此限ニアラストノ除外例アリシニ新定ノ
 假規則中ニハ之ヲ削除シ現行ノ如キ單一ノ明
 文トナリシ者ニ外ナラス然ルニ時局一タニ収

マリ平和克復ノ今日ニ於テ樺太島漁業問題ノ
 如キ永久ノ解決ヲ必要トスルニ際シ此第七條
 ノ明文ハ同島ノ漁業上ニ悲ムヘキ一大障害ヲ
 與フルノ事實ヲ現出スルニ至レリ即チ同假規
 則ノ明文上漁業權ノ讓渡又ハ貸渡ヲ禁止セラ
 レタルニモ拘ハラス旧慣ニ依リ其實ハ讓渡又
 ハ貸渡ヲ公行セルノ事實アリ當局者亦此事ヲ
 窮追セシテ今日ニ至レリ此時ニ於テ本年ノ
 漁場入札ニ際ニ驚クヘキ高價落札者ヲ生シタ
 ルノ結果トシテ現ニ第七條ヲ無視ニ共同漁業
 等ノ名義ヲ以テ讓渡又ハ貸渡ノ契約ヲ為セシ
 者ノ内却テ其契約ノ規則違反ナルコトヲ奇貨

トニ契約無効ノ通知ヲ一方ノ契約者ニ送致ス
 ル者尠カラサルノ勢ヲ爲セリ此ノ如クテハ
 樺太島ノ漁業ニ一大恐慌ヲ與フルヲ免レサル
 ノミナラス之カ爲メ今後同島ノ漁業ハ其基礎
 ヲ攪乱セラレ、ノ虞アリ而シテ帝國ノ法律
 ル漁業法ヲ見ルモ其第七條ニ於テ「漁業權ハ相
 續讓渡共有及貸付ノ目的ト爲スコトヲ得云々
 トアリテ一般ノ漁業權ハ此ノ如ク公認セラレ
 タルニモ拘ハラス」樺太島ノ漁業獨リ彼ノ漁業
 假規則アルカ爲メ漁業權ヲ以テ金融ヲ得ルノ
 途ナク其結果ヤ同島漁業ノ發達ヲ妨クルコト
 至大ナリト謂フヘシ將來樺太島ノ軍政ヲ撤去

セテレテ純然タル民政ニ移ル時代ニ於テハ此
 假規則ノ如キ同島占領中ニ係ル應急處分ハ夙
 ニ廢止セテラルヘキモノタルコトヲ疑ハスト雖
 モ今日ハ空ニク其時期ノ到來ヲ俟ツ能ハサル
 ノ事情アリ即チ昨今ハ時恰モ来ル明治四十年
 ノ澳業準備時期ニ屬スルヲ以テ苟モ彼ノ澳業
 假規則第七條ノ存在スル以上ハ其ノ之アルカ
 為メ依然同島ノ澳業上ニ悲ムヘキ一大障害ヲ
 與フルヲ免レス故ニ此際同假規則第七條ヲ澳
 業法第七條規定ノ如クニ改正シ澳業權ヲ以テ
 相續讓渡共有及貸付ノ目的ト為スコトヲ得セ
 シメラル、様至急御詮議相成度奉請願候然ル

二此際若_レ其筋ニ於_テ漁業法ノ規定ト同一ノ
 改正ヲ急施スルコト能ハサルノ御事情アリト
 七八彼ノ漁業假規則ノ存在中ハ不取敢同假規
 則第七條ヲ全廢相成候様迅速御詮議被_レ成下度
 奉請願候是_レ實ニ樺太漁業ノ死活ニモ關係ス
 ル一大問題ニ有_レ之候間前陳ノ事情篤ト御洞察
 ノ上此際急速何分ノ御詮議被_レ成下度謹_テ奉請
 願候也

明治三十九年二月 日

北海道函館區樺太水産組合組長

函館區天神町五拾番地

内山吉太

電話新橋五八四 大成社印行

北海道函館區樺太漁業組合組長

函館区大町沙井番地

山本巳之助

代京 村上祐兵



陸軍大臣寺内正毅殿

陸軍